

名古屋市告示第 234 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように定めます。

令和 7 年 4 月 24 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定する道路の路線名及び区間

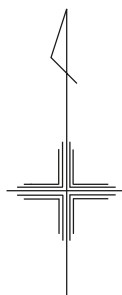
道路の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	東海橋線	名古屋市港区明正一丁目 226 番 地先から 名古屋市港区川西通 3 丁目 13 番 地先まで	附図
市道	2	当知第67号線	名古屋市港区小碓三丁目 315 番 地先から 名古屋市港区当知一丁目 1308 番 地先まで	

2 指定する期日

令和 7 年 7 月 1 日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例

←→ 今回指定する部分